

令和5年度における下野市議会基本条例・議会改革の検証について

1. はじめに

下野市議会は、平成25年10月に施行された市議会の最高規範である下野市議会基本条例に基づき議会運営に取り組むとともに、議会改革を積極的に推進してまいりました。

令和4年5月の改選後には、新任議員8名を含めた新たな議会活性化特別委員会を設置し、議会運営の改革等についての課題を検討しております。

また、本市議会では、議会基本条例を進めるうえでの議会改革を「情報公開」、「住民参加」、「議会機能強化」の3つの視点から検証し、検証を進める中で新たに発見された課題を改善する取組を継続的に進めてまいりました。

これまでの活動を振り返り、議会運営委員会において基本条例の検証、課題及び今後の取組としてまとめましたので、このたび市民の皆様にご公表するものです。

本市議会では、不断の議会改革を推し進める中、現時点での改革の進捗を検証し、次期への課題を明確化することで、議会活動の更なる進化を図り、市民から信頼される議会、市民に分かりやすい議会の実現を目指してまいります。

2. 検証方法

下野市議会基本条例の検証に関する実施要領を定め、要領に基づき検証を行いました。

3. 検証結果

議会基本条例の条項ごとに、取り組みの評価と議会改革の検証を行いました。

なお、第3条議員の活動原則、第18条議員定数、第19条議員報酬、第21条議会及び議員の責務については、今回の検証対象外としました。

検証を行った条項について下線を付け、検証内容を記載しております。

(目的)

第1条 この条例は、分権時代にふさわしい、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して暮らし、幸せを実感できるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

○実施・評価内容

- ・議会活性化特別委員会を設置し、恒常的に議会改革に向けて検討した。
- ・コロナ禍にあつて、感染症対策に努めながら動画配信による議会報告など新たな取り組みによる議会活動、議員活動を行うことができた。

○課題

- ・活発な議員間討議を行い、活性化に努める必要がある。
- ・アフターコロナ、ウイズコロナにおける活発な議会活動の推進。

○今後の取組

- ・課題を見出し、議員間討議を重ねて政策提言をまとめる。
- ・先進事例を検証し、更なる活性化に努める。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んずること。
- (2) 公平性、透明性等を確保し、民主的な議会運営に努めること。
- (3) 広く市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるとともに、議員一人一人の資質を高め、政策提言及び政策立案の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行い、積極的に情報公開に取り組み、説明責任を果たすこと。
- (6) 継続的かつ持続的に議会改革の推進に取り組むこと。

○実施・評価内容

- ・各委員会による討論の重要性を認識し、議員間討議に努めている。
- ・YouTube への一般質問録画配信を短期間で行い、スムーズな情報公開に努めている。
- ・議会活性化特別委員会では、最終報告を待たずに中間報告後、結論が出た事項について速やかに対応している。
- ・政策検討会議設置要綱を制定し、政策立案等に必要な調査研究を行うことを明文化した。

○課題

- ・政策提言や立案など政策能力を強化する必要がある。

○今後の取組

- ・市民の意見を的確に把握するため、あらゆる年代の方々と意見交換できる仕組みを検討する。
- ・市民意見を把握し、政策提言や条例制定等に向けた調査研究を行う。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 下野市議会議員政治倫理条例（平成19年下野市条例第17号）をはじめ、法令等を遵守し、市民の代表としてふさわしい行動をとること。
- (2) 議員としての資質の向上を目指し、日常の研さんに努めること。
- (3) 市民意見を的確に把握し、十分な検討判断の上、市政にいかすこと。
- (4) 議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表としての利害にとらわれず、市民全体の福利の向上を目指して活動すること。

検証対象外

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じて、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

○実施・評価内容

- ・平成30年5月に会派制を導入し、その後の令和4年5月の改選後も3会派が結成され、会派ごとに研究会等を開催している。
- ・第1回・第3回定例会の年2回、会派代表質問を行い活性化につなげている。
- ・市に対し、会派ごとに予算編成や事務事業実施に向けた要望書の提出を行った。
- ・会派代表者会議の開催により、議会運営が円滑に進められている。

○課題

- ・会派及び会派に属さない議員間で、公平な議会運営が行われるよう、意見交換や連絡調整が必要である。

○今後の取組

- ・会派での勉強会の強化。
- ・市民に対して会派活動の周知徹底を図る。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(市民と議会との関係)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を公表し、透明性を高め、情報の共有化を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議及び常任委員会の会議のほか、全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるため、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活用するものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、必要に応じて、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

5 議会は、市民の傍聴意欲を高めるよう努めなければならない。

○実施・評価内容

- ・議会だより 69号（令和5年8月発行）から、次回定例会会期内の予定日程のほか、議会の年間スケジュールを掲載した。
- ・ホームページに年間の定例会予定、会期中の委員会審議日程速報、請願等の日程や内容を掲載した。
- ・令和元年5月から広報モニター（議会だよりモニター）を導入し、現在3期目のモニターに活動いただいている。
- ・コロナ禍で中止していた中学生議会を、令和4年、令和5年の8月に開催した。
- ・コロナ禍で中止していた議場コンサートを、令和5年第4回定例会において4年ぶりに開催した。
- ・新型コロナウイルスの感染防止対策の一環として、庁舎4階ロビーに議会傍聴用大型モニターを設置した。
- ・議会での一般質問を、庁舎1階ロビーモニターでリアルタイムに視聴できるようにした。

○課題

- ・YouTube やホームページの閲覧回数が少ない。
- ・ホームページへの旬な情報の提供と、掲載内容の充実が必要である。
- ・議会への関心を高める検討が必要である。

○今後の取組

- ・議会のリアルタイム配信について、引き続き検討する。
- ・議会モニター制度の早期実現に向けた整備を行う。
- ・ホームページの掲載内容の充実と掲載方法の研究を行う。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(議会報告会)

第6条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

○実施・評価内容

- ・コロナ禍のため、多くの市民との対面による報告会は難しいと判断し、常任委員会ごとに各種団体との意見交換を実施した。
- ・意見交換の際に出された意見を、執行部提出案件と議会对応案件に分け、必要と思われる意見を執行部に要望書として提出した。
- ・令和3年度、令和4年度においては、YouTube 配信による動画報告会を実施した。

○課題

- ・提出した要望の結果や進捗状況の公開。
- ・開催方法（時期・時間・場所・テーマ等）の検討が必要。

○今後の取組

- ・意見交換等で得た市民意見の整理や分類を、政策形成基本フローに基づき迅速に対応する。
- ・議会報告資料の作成方法、周知方法を検討する。
- ・出前報告会の実施等、幅広い意見聴取方法を検討する。
- ・他市の先進事例を参考に、中学生との意見交換や出前授業等の研究を行う。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(市長等との関係の基本原則)

第7条 議会審議における議員と市長等とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議における議員と市長等との間の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問又は質疑の趣旨を確認するため、議長又は委員長の許可を得て、発言することができる。

(3) 議員は、議長を経由して市長等に対し文書により質問を行うことができる。この場合において、市長等は文書により回答するものとする。

2 前項第3号の文書による質問に関し必要な事項は、別に定める。

○実施・評価内容

- ・第1回、第3回定例会において会派代表質問を実施した。

- ・会議資料のほか、市長の施政方針、所信表明の資料等をタブレットへ事前に掲載した。

○課題

- ・一問一答方式の不徹底が散見する。
- ・報告事項への質疑についての対応。

○今後の取組

- ・本会議での一問一答の徹底。
- ・市長による施政方針の YouTube 配信の実施。
- ・報告事項への質問に対する内規等の検討。

達成度	A	改正の有無	現行どおり
-----	---	-------	-------

(政策の形成過程の説明及び審議)

第8条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 下野市総合計画との整合性
- (3) 類似する政策との比較検討
- (4) 検討過程における市民参加の状況
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、市長等に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出を求めることができる。

○実施・評価内容

- ・第1回定例会前に、財政課から新年度予算(案)の概要説明を受けている。
- ・年度当初の事務事業について、常任委員会ごとの概要説明を受けている。
- ・重要な案件となるものについては、その都度執行部からの説明がされている。

○課題

- ・予算編成方針の早期の説明と公表を求める。
- ・決算の事前説明について検討。
- ・予算・決算委員会の設置検討。

○今後の取組

- ・引き続き、計画的かつ透明性の高い市政運営となるようチェック機能を強化する。
- ・健全財政の推移について学習し、議員としての知識のアップデートを図る。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(地方自治法第 96 条第 2 項の議決事件)

第 9 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件は、下野市総合計画基本構想及び基本計画に関することとし、この市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

○実施・評価内容

- ・第二次下野市総合計画 後期基本計画を、令和 3 年第 1 回本会議で可決。

○今後の取組

- ・計画的かつ透明性の高い市政運営となるよう議会の機能強化を図る。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(討議の原則)

第 10 条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては、議員間の公平で自由な議論を尽くすものとする。

2 議会は、原則として委員会活動を中心に議員間の討議を行うものとする。

○実施・評価内容

- ・常任委員会や議会活性化特別委員会において活発な意見交換や討議が行われた。
- ・陳情の審査では陳情者の趣旨を理解し、個人の見解のみでなく様々な角度からの議員間討議が行われた。

○課題

- ・委員会では個人意見を述べるだけに終わる傾向があるため、より活発な討議とする必要がある。

○今後の取組

- ・会議において自由な討議時間を確保し、議員相互の合意形成を図る。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(調査及び政策立案)

第 11 条 議会は、地方自治法第 100 条の 2 の規定に基づく学識経験を有する者等による調査を必要に応じて活用するものとする。

2 議会は、地方自治法第 115 条の 2 に規定する公聴会及び参考人制度を必要に応じて活用するものとする。

3 議会は、政策立案に資するため、必要な調査、研修及び視察を行い、その結果を市民に公表しなければならない。

4 議会は、審査、諮問又は調査のために必要な機関を設置することができる。

○実施・評価内容

- ・知事と県議会議長に対し、「下野市における人口増を目指す施策に関する決議」を提出した。
- ・帝国繊維、自治医大救命救急センター等の視察を実施した。
- ・市職員による研修「県南広域水道事業」、「自治体DX」を受けた。
- ・行政視察の結果を議会だよりや議会ホームページに公表した。併せて、動画報告会においても行政視察内容についての報告を実施した。
- ・先進地視察には関係部課長が同行しており、情報共有と政策検討が円滑である。
- ・議会活性化特別委員会を設置し、議長からの諮問事項を調査した。

○課題

- ・調査研究が政策立案に結び付かない。
- ・行政視察で得た先進的な事例を今後の政策に反映させるため、研修内容や実施時期を研究する必要がある。

○今後の取組

- ・調査した結果を執行部と意見交換し、政策に反映させるよう努める。
- ・会派で実施した勉強会や調査研究結果についても、執行部と協議を進める。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(委員会の運営)

第12条 委員会は、所管に関わる市政の課題について、市長提案の議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。

2 委員会は、その意思決定に当たり、市民の意見の聴取に努めるとともに、委員間の十分な討議を行うものとする。

3 委員会は、市民との情報共有及び意見の聴取のために、必要に応じて意見交換会等を行うように努めるものとする。

4 委員長は、十分な討議を保障するため、公平公正な委員会運営を行うものとする。

○実施・評価内容

- ・常任委員会ごとに関係団体との懇談会（意見交換）を実施した。
 - 総務：下野市消防団（R3年度）、しもつけ環境市民会議（R4年度）
国際交流協会（R5年度）
 - 経済建設：商工会青年部（R3年度）、下野市栃木県農業士会（R4年度）
商工会女性部（R5年度）
 - 教育福祉：放課後児童クラブ支援員（R3年度）
下野市小中学校校長会（R4年度）、地域包括支援員（R5年度）

- ・政策形成基本フローに基づき各種団体からの意見を整理し、要望書として執行部へ提出した。
- ・委員会条例、会議規則の一部を、感染症や災害等によるやむを得ない理由と認められる場合に、オンライン会議を行うことができるよう改正した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止していた行政視察を、令和4年度から再開し、委員会活動に活かすことができた。

○課題

- ・各種団体を把握する必要がある。

○今後の取組

- ・各種団体との意見交換は、多種多様な職種との交流の場であり、専門性を高める良い機会でもあるため、今後も継続して実施する。
- ・各種団体に応じて夜間や土日開催等を検討する。
- ・委員会ごとに関係する施設等を訪問し、全体像の把握に努める。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

○実施・評価内容

- ・年間を通し、計画的に議員研修を実施した。
「災害時の議会・議員の役割」「地方議会の現状と今後の展望について」
「公共施設マネジメントと議会の役割」「議員活動の注意点」等
- ・議会だより編集委員会の研修を、全議員を対象とした議員研修として開催した。
「もっと市民に“読まれる・わかる”議会だより」
- ・市議会主催による市民との研修（講演会）を開催した。
「失敗の予防学」（R4年度）、「多発する異常気象と天気予報の活用」（R5年度）
- ・市町村アカデミー主催の議員研修へ参加。
- ・タブレットを活用し、災害発生時の業務継続計画（議会BCP）における有事の際の安否確認訓練を実施した。被災時に状況確認できるよう写真添付も行った。

○課題

- ・研修会、講演会等で得た成果をどのように市政に活かすか。

○今後の取組

- ・全議員から研修内容の候補を募集し、幅広い分野の研修を開催する。
- ・議員研修の充実強化のため、事後の議員間討議のあり方について検討する。

(議会事務局)

第14条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化に努めるものとする。

○実施・評価内容

- ・令和2年10月から効率的な議会運営とペーパーレス化を目的として、タブレットを導入し、令和3年4月からは一部冊子となる資料を除き、完全なペーパーレス化を実現した。令和5年10月にはタブレット端末の更新を行った。
- ・会議資料のほか、議会議員提要、各種行政計画等をタブレットに掲載し、利便性を図った。
- ・事務の効率化を図り、委員会概要録の短期作成に努めた。
- ・他市との連携、議会への情報提供等を随時行っている。

○課題

- ・政策法務の専門性を高めるため、関係機関との連携強化が必要である。

○今後の取組

- ・タブレット端末を活用した調査機能の強化に努める。
- ・AIの活用を研究する。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(議会図書室の設置及び公開)

第15条 議会に、議会図書室(以下「図書室」という。)を設置する。

2 図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

3 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書室の図書の実に努めるものとする。

○実施・評価内容

- ・議員及び市民からの意見を参考に、図書を整備を実施している。
- ・新入荷本や議会に関係する月刊誌を、議員控室に配置している。
- ・職員に対し、庁内インフォメーションによる議会図書室利用のお知らせを行っている。

○課題

- ・図書室の位置が事務室から離れており、管理が困難である。
- ・職員の利用が少ない。

○今後の取組

- ・タブレットに図書目録を掲載する。
- ・図書室利用向上に向けた周知を行う。
- ・今後も図書室の環境整備に努め、利用促進を図る。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(議会広報の充実)

第 16 条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう、広報活動に努めるものとする。

○実施・評価内容

- ・議会だよりモニターから出された意見を参考に、議会だよりクイズの掲載、正解者への景品送付等を開始し、より身近な刊行物として広く意見を集められるような工夫をした。
- ・会議録センターの研修により、興味を持ってもらうための見出しの重要性や、読みやすい一文の長さ等を学び、広報紙を作成する基礎を身に着けた。
- ・一般質問の掲載では、見出しに 4 文字熟語を用いて、インパクトある掲載とするなどの工夫をした。
- ・月に一度の FM ゆうがお「こんにちは市議会です」の放送を通し、議会の情報提供を行った。
- ・行政視察を実施し、先進市議会の事例研究に取り組んだ。

○課題

- ・ホームページ等の充実を図る必要がある。

○今後の取組

- ・誰もが手にとりやすいような議会広報を目指した調査研究を行う。
- ・旬な情報が提供できるようホームページの充実と FM ゆうがおの活用を進める。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(危機管理)

第17条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。

(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

3 議会における危機管理体制に関し必要な事項は、別に定める。

○実施・評価内容

- ・タブレット端末を活用した災害発生時の安否確認訓練を実施した。
- ・災害時の状況、議員の安全確保を考慮し、災害発生時の業務継続計画を見直した。

○課題

- ・災害時の議員としての対応について、再確認する必要がある。
- ・災害時を想定したシミュレーションの実施。

○今後の取組

- ・今後も継続して安否確認訓練を実施する。
- ・現状を的確に把握し、随時、業務継続計画の見直しを行う。
- ・市の災害対策本部と連携した機能的・効率的な活動ができるよう、危機管理体制の強化を図っていく。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(議員定数)

第18条 議員定数は、下野市議会議員定数条例（平成21年下野市条例第30号）で定める。

2 議員提案による議員定数の改正に当たっては、市民意見を参考とし、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮した上で決定するものとする。

検証対象外

(議員報酬)

第 19 条 議員報酬は、下野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 18 年下野市条例第 43 号）で定める。

2 議員提案による議員報酬の改正に当たっては、市民意見を参考とし、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮した上で決定するものとする。

検証対象外

(最高規範性)

第 20 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会に関する他の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

○実施・評価内容

・タブレットへ下野市議会議員提要进行を掲載し、常に確認できるようにした。

○課題

・議会基本条例の理解を深めるため、逐条解説を検討する。

○今後の取組

・勉強会を開催する。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(議会及び議員の責務)

第 21 条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則に基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

検証対象外

(検証及び見直し)

第 22 条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。

2 前項の規定による検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

○実施・評価内容

- ・ 検証に関する実施要領及び検証シート作成した。
- ・ 議会基本条例と議会改革の検証作業を実施した。

○課題

- ・ 検証シートの見直しが必要である。

○今後の取組

- ・ 先進事例を基に、市民議会モニター等の第三者からの意見聴取を検討する。
- ・ 随時条例の検証を行い、活動の向上に努力する。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

○下野市議会基本条例の検証に関する実施要領

1. 趣旨

本要領は、議会基本条例第22条の規定に基づき、同条例の達成状況の検証を円滑に進めるため、検証の方法及び検証結果の取り扱いについて定める。なお、議会改革の取り組みについて「情報公開」、「住民参加」、「議会機能強化」の3つの視点から併せて検証を行う。

2. 検証体制

(1) 議会運営委員会において検証シートに基づき検証を行う。

議長及び副議長はオブザーバーとして参加する。

3. 検証作業の進め方

(1) 検証対象とする条項を検討する。

(2) 評価に際しては検証の内容や理由等を記載する。

(3) 達成度の評価は、下記の達成基準により3段階で評価する。

【達成基準】

A：達成 …… 当該条項は、概ね（8割程度）目的を達した。

B：一部達成 …… 当該条項は、概ね（5割程度）目的を達した。

C：未達成 …… 当該条項は、目的を達成できなかった。（3割以下）

(4) 改正の有無は、下記の改正基準により3段階で評価する。

【改正基準】

A：現行 …… 当該条項は、現行どおり。

B：改善 …… 当該条項は、現行のまま改善を要する。

C：改正 …… 当該条項は、改正を要する。

4. 検証結果の取り扱いについて

(1) 市民への報告

検証結果は、議会ホームページや議会だよりへ掲載する。また、議会報告会等において報告する。

(2) 議会への報告

議会運営委員会は、議長に対して検証結果報告を提出する。また、議員に対しては議員全員協議会において報告する。

5. その他

この要領に定めるもののほか、検証に関し必要な事項は議会運営委員会で定める。